

## 高洲二丁目分譲団地緑化協定書

### 第1条(目的)

この協定は、私達の団地内を緑化することにより、団地内の美観風致を向上し、みどりにつつまれた安らぎのある場所となし住宅環境を快適なものとすることを目的とする。

### 第2条(名称)

この協定は、高洲二丁目分譲団地緑化協定(以下「協定」という)という。

### 第3条(協定の締結)

この協定は、都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)第14条の規定に基づいて締結するものとする。

### 第4条(協定区域)

協定の目的となる土地の区域は、千葉市高洲二丁目分譲団地敷地内全域とする。

### 第5条(協定の効力)

この協定は、第1条の目的を達成するため法による認可を千葉市長に求め、その認可の公告日以降その効力があるものであり、またこの日以後に新たに土地所有者等となった者に対してもその効力が及ぶものである。

### 第6条(協定の変更及び廃止)

1. 協定事項を変更するときは、協定者全員の合意を必要とし法による認可を受けるものとする。
2. 協定を廃止しようとするときは、協定者の過半数の合意を必要とし法による認可を受けるものとする。

### 第7条(協定の有効期間)

この協定の有効期間は、認可のあった日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとする。

### 第8条(緑化に関する事項)

高洲二丁目住宅管理組合（以下「管理組合」という）は、植栽する樹木の種類及び植樹する位置を定め、第1条に定める目的が早期に実現できるように努めなければならない。

第9条（移植伐採）

植栽した樹木は、管理組合の承認を得なければ、伐採又は移植することはできない。

第10条（違反）

この協定に違反した場合は、違反者に費用等の自己負担において原状の回復を求めることができる。もし違反者が原状の回復を行わないときは管理組合が行ない、これに要した費用は違反者の負担とする。

第11条（保全）

施肥、せん定、病虫害駆除等植栽した樹木の保全に必要な管理その他緑化に関する事業は、管理組合規約に基づいて行なうものとする。

第12条（協定書）

この協定書は、管理組合の理事長が保管し、各協定者はその写しを保有するものとする。

この協定が全員の合意により成立した事を証するため、各自記名押印する。

昭和52年      月      日